

公的援助制度



質問：被害にあい、ケガをしました。治療費もかかるし、収入も減り、生活が苦しいです。何か使える制度はありませんか？

公的援助制度には、医療・福祉や経済的な支援など様々なものがあります。

埼玉県防犯・交通安全課では、被害にあわれた方の相談に応じて、公的援助制度に関する情報提供を行っています。

また、各種支援がスムーズに受けられるよう関係機関・団体との連絡調整を行っていますので下記へご相談ください。

相談先：埼玉県防犯・交通安全課（分室）

犯罪被害者支援担当 048-710-5036

	制度	内容	問合せ先
医療費負担の軽減	第三者行為による傷病届等	健康保険証の発行機関に「第三者行為による傷病届」等を提出することで、健康保険で治療を受けることができます。	各健康保険証の発行機関
	高額療養費制度	健康保険による自己負担額が、一定額を超えた場合、超えた金額の払戻しが受けられます。	
	高額療養費の貸付(立替)制度	当座の医療費の支払いに困る場合、高額療養費の貸付(立替)を行います。	
	限度額適用認定証の利用	高額な医療費がかかる場合、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受けて医療機関などの窓口で提示すると、ひと月の支払額が自己負担限度額までになります。	
	税法上の救済制度	被害にあわれた方にも適用される所得控除があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費控除 ・ 障害者控除 ・ 寡婦（寡夫）控除 	最寄りの税務署

	制度	内 容	問合せ先
福祉制度	ひとり親福祉	母子・父子家庭について、生活や住宅資金等の貸付、医療費助成、就業支援などの支援を受けることができます。	お住まいの市役所・町村役場（犯罪被害に関する総合的対応窓口） 【P31～32】
	児童福祉	児童について、各種手当の受給、医療費の助成、就学等の援助、その他生活支援などの支援を受けることができます。	
	障害者福祉	障害者について、各種手当の受給、医療費の助成、就労の援助、その他訪問介護やデイサービスなどの支援を受けることができます。	
	高齢者福祉	高齢者について、訪問介護、デイサービスや施設入所等の支援を受けることができます。	
	生活保護	生活困窮からの自立を促すために、その困窮の程度に応じて、生活扶助や医療扶助などの必要な保護を受けることができます。	
経済的支援	見舞金制度	犯罪被害について見舞金制度を設けている市町村があります。	お住まいの市町村社会福祉協議会
	貸付金制度	収入が無くなった又は減少して低所得となった世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対しては、無(低)利子での生活福祉資金貸付制度があります。	
住宅確保についての支援制度(公営住宅の提供)		<p>犯罪被害により自宅に住むことが困難になった方への支援があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅の期限付き入居 ・ 県営住宅の抽選優遇 	埼玉県防犯・交通安全課
		<p>市営住宅の入居について支援を設けている市もあります。</p> <p>※さいたま市、川口市、飯能市、深谷市、入間市、志木市 (令和5年4月現在)</p>	お住まいの市役所・町村役場（犯罪被害に関する総合的対応窓口） 【P31～32】